

第 16 章

情報公開・説明責任

第 16 章 情報公開・説明責任

【到達目標】

学校法人が公共性の高い存在である以上、その教育研究内容をはじめ、持ちうる情報の公開と説明の責任を負うのは明らかである。そしてそれらの方法の是非は、社会からの適切な評価によってのみ検証することが可能であるということも間違いない事実であろう。

本法人は今回、法改正後はじめての認証評価を受けることとなった。この取り組みがこのたびの到達目標と言える。

また、財務に関してもアカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況同様今後、学生・保護者・社会に対しての財政公開が求められることが予測される中、学校法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得ていく必要がある。

ステークホルダーとのよりよい協力関係の創出には、公開すべき情報のより積極的な公開、個人情報等のセンシティブ情報に対する学内の情報管理体制の強化、そして何よりも説明責任の明確化を進めていかなければならない。

【現状の把握】

全学的な動きとしては、平成 8 年に「近畿大学における教育・研究の現状と課題」を発行、大学として自己点検・評価委員会を発足させてはじめて「近畿大学相互評価報告書」（平成 12 年）をまとめ、大学基準協会へ報告、相互評価を得た。今回の認証評価は平成 17 年度から報告書作成のために委員会を招集し、各学部等から「学部・研究科編」の原稿を集め、その上で全学編を編集している。

学部別の情報公開状況は、その学部の特性により、かなり異なる。学部によっては独自の自己点検・評価委員会を学部内に設置し、定期的に報告書を作成、積極的な評価を推し進めるところもあり、また、理工系の学部の中には、JABEE での認証を得た学科により加速度的に部内に情報公開の必要性和説明責任を認知し始めたところもある。

「授業アンケートの集計報告」や「国家試験合格状況」などを学部のホームページから公開する動きもあり、収集した情報の適切な提供について各学部においても工夫をしている。

財務情報の公開については、私立学校法の改正に伴い財務情報等の公開が義務付けられたことにより、本法人では寄附行為ならびに書類閲覧規程を整備し、私立学校法に定められた書類の閲覧及び学報を利用しての情報提供を行っている。

また、マスコミ等からの要請に対しても、情報提供も行っている。

なお、平成 18 年度より平成 17 年度事業報告（財務の概要）をホームページにて公開し、要覧についても、平成 17 年度決算における資金、消費、貸借の総括表を掲載し、利便性の向上に努めている。

入学試験に関する情報や、在学生情報、卒業生情報に関しては、情報公開と同時に個人情報保護の観点からもその責任が問われる。本法人では平成 17 年度に全法人の事務部局の全職員を対象に個人情報保護の研修会を実施、また、各部署の執務環境を調査し、個人情報保護の視点からみた最適な環境づくりに取り組んだ。また、個人情報保護規程の整備も同時に行ったが、これについてはさらに改訂のための検討を重ねているところである。

【点検・評価】

上記「現状の把握」で示したように、定められた書類の閲覧が可能になって、今まで知ることができなかった学生・保護者等が本学の財務状況を知ることが出来るようになった。情報公

開することにより学生・保護者等に対して大学の健全性をアピールすることができ、その結果財務運営の透明性をあらわしていることを意味することにもつながるのである。本学が従来、学報のみで行ってきた財務情報の公開は、私学法改正により事業報告書として広くステークホルダーからの情報公開請求に対応できるようになったことは評価できることであろう。

また、今回の自己点検・評価の結果は無論、種々の方法で社会へ公表することになるが、平成 17 年から実施している、格付投資情報センター（R&I）における格付結果も同様であることを言及しておきたい。

【将来への具体的方策】

今後は、本法人の財政状況がどのようなになっているのか、ホームページ上に内容の解説をよりわかりやすくした情報を公開する必要がある。

また、事業報告書については充分とはいえず、事業計画を含めて企画、総務、財務、管理等関係所管が最大限の努力を傾注し、よりわかりやすい情報公開をする必要がある。

今回の評価報告についても無論、関係機関等へ配付し、ご意見等をいただけるようにしていくように考えている。